

こども(誰)でも通園制度のご案内

保護者の就労の有無に関わらず、保育園などを利用できる制度です。ぜひご利用ください。

こどもにとって良いこと

- ・家族以外の人とかかわる経験ができる
- ・ほかのこどもとの集団生活を通じて、相手の 気持ちを考えることができるようになる



保護者にとって良いこと

- ・保育士に子育ての悩みや不安を相談をすることが できる
- 預けている時間でリフレッシュできる



◆利用対象児童等

対	象	児	童	0歳6か月~満3歳未満で岡山市に住民登録があるこども ※認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っているこどもは利用 できません
利	用可	能 時	間	1人あたり月10時間を上限(同じ月に複数の施設は利用できません)
利	用	施	設	4月〜 南方岡山中央認定こども園、5月〜 灘崎認定こども園 上記以外の利用施設は、6月頃に決定する予定です ※利用施設や各施設の利用料、予約受付開始時期は岡山市ホームページに随時掲載します

◆利用までの流れ

①利用認定 申請

> 3月17日 受付開始

② 市にて審査

③保護者へ 認定通知書 発送 ④ 施設に利用予約、事前面談

⑤ 利用開始

利用認定申請方法について

岡山市ホームページより電子申請にてお申し込みください。 https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000067454.html こちらからお申し込みください↓



岡山市ホームページ

[注意事項]

- ・施設に利用予約を行うまでに、利用認定を受けておく必要があります。
- ・令和7年3月受付分の認定通知書は随時発送します。
- ・令和7年4月以降受付分の認定通知発送書スケジュールは、岡山市ホームページでお知らせします。

◆誰でも通園の対象施設が近くにない場合は、一時預かり事業もご検討ください!

・家庭での保育が一時的に困難になった就学前のお子さんをお預かりします。 申し込み方法・料金・対象年齢については各実施施設・事業所にお問い合わせください。 一時預かり事業の対象施設等は、岡山市ホームページにてご確認ください。 https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000005017.html



岡山市ホームページ